

○東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設等の設置
及び管理に関する条例

〔 令和 3 年 1 月 28 日
条 例 第 1 号 〕

改正 令和 3 年 3 月 8 日 条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 組合は、東総地区広域市町村圏事務組合同規約（昭和 46 年千葉県指令第 2072 号）第 3 条に定める市の区域から排出され、かつ、組合施設に搬入される一般廃棄物を円滑に再生及び処分することを目的として、次の施設を設置する。

名 称	位 置
東総地区クリーンセンター	銚子市野尻町 1 6 7 8 番地の 1
東総地区最終処分場	銚子市森戸町 9 5 3 番地
旭中継施設	旭市ニの 5 9 3 8 番地 1
匝瑳中継施設	匝瑳市松山 1 0 7 番地

(管理)

第 3 条 東総地区広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、設置の目的を効果的に達成するよう施設を適正に管理しなければならない。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表東総地区最終処分場の項の規定は、規則で定める日から施行する。